

下水道使用料及び汚水処理施設使用料の改定について

平成 13 年 11 月 21 日

下 水 道 部

1 下水道使用料の改定について

(1) 改定の理由

盛岡市の下水道は事業着手以来、市街化区域を中心に積極的に整備を進めてまいりました。その結果、平成 12 年度末の汚水整備状況は、事業認可区域面積 4,890ha に対し、整備区域面積 3,898ha で整備率 79.7% となっております。また、人口からみた下水道普及率は、平成 12 年度末で 82.1% であり、更に今後も普及率の向上が見込まれております。ここで、平成 14 年度から 17 年度の財政計画において、現行の使用料のままの推移をみると、一般会計繰入金が平成 12 年度の 43 億 4 千 5 百万円から 14 年度の 49 億 7 千万円、15 年度以降の 50 億円台と増加します。これは、汚水に係る起債元金償還額の増加や老朽化した施設の改修費が主な要因となっておりますが、この不足額全部を安易に一般会計に依存することは下水道使用者と未使用者との間の負担の公平を欠くことや市の財政を圧迫することにもなります。今後とも、適切な市民サービスを提供し、市民要望に添うべき下水道施設の建設や維持管理を行うためには、安定した財政基盤の構築が必要です。そのため、維持管理費の全額と算入割合を見直した資本費（汚水に係る起債償還費）により新使用料を設定し、使用者に負担をお願いするものです。

(62% (全平均))
(35% (県平均))

(2) 改定率

平均改定率は、16.2%とします。

H4年以降改定なし
料金

(3) 下水道使用料新旧対照表

(1ヶ月あたり、税抜き、単位：円)

汚水の種別	区 分	汚 水 量	現 行	改 定 案	増 加 額	改 定 率
一般汚水	基本料金 (第1種 (口径25mm以下) 第2種 (口径30mm以上))	10m ³ まで	780	900	120	15.4%
		10m ³ まで	1,150	1,330	180	15.7%
	従量料金 (1m ³ あたり)	11～20m ³ まで	81	94	13	16.0%
		21～30m ³ まで	102	119	17	16.7%
		31～50m ³ まで	144	168	24	16.7%
	51m ³ 以上	192	224	32	16.7%	
公衆浴場汚水	基本料金	10m ³ まで	780	900	120	15.4%
	従量料金 (1m ³ あたり)	11m ³ 以上	17	19	2	11.8%
臨時汚水	従量料金 (1m ³ あたり)		200	240	40	20.0%
平均改定率						16.2%

(4) 施行期日

平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年 5 月に計量又は認定する下水道使用料から適用することとします。

2 汚水処理施設使用料の改定について

(1) 汚水処理施設について

民間で設置した汚水処理施設を盛岡市で帰属を受け維持管理を行っている施設は、手代森地区と桜台地区の2ヶ所あります。

手代森汚水処理施設は、昭和56年供用開始後、平成2年に合併前の都南村で移管を受けています。計画処理戸数550戸、計画処理人口3,000人に対し、平成12年度末で465戸、2,536人が利用しています。

桜台汚水処理施設は、昭和59年供用開始後、平成11年に移管され、計画処理戸数1,050戸、計画処理人口4,435人に対し、平成12年度末で964戸、4,072人が利用しています。

両施設の老朽化が進んでおり、施設全体の適正な運転を維持するために、施設修繕計画を策定し、放流水の水質を良好な状態に保っていきます。

(2) 施行期日

汚水処理施設使用料は下水道使用料が準用されているので、平成14年4月1日から施行し、平成14年5月に計量又は認定する使用料から適用することとします。

地区名	施設名	計画処理戸数	計画処理人口	平成12年度末利用戸数	平成12年度末利用人口	備考
手代森地区	手代森汚水処理施設	550	3,000	465	2,536	
桜台地区	桜台汚水処理施設	1,050	4,435	964	4,072	
合計						
(注) 計画処理戸数及び人口は、平成12年度末の調査結果に基づく。						

市議會議員全員協議会資料

平成13年11月21日

下水道使用料改定（案）

（平成13年11月）

盛岡市下水道部

1 下水道使用料の改定について

(1) 下水道事業の現状

下水道は、生活環境の改善、浸水防除、公共用水域の水質保全など広範囲にわたる役割を担っており、市民が健康で快適な生活を営むうえで欠かすことのできない重要な都市基盤施設であります。

本市の下水道事業は、昭和 28 年に菜園地区計画面積 150.30ha、計画人口 30,060 人について、合流式として事業着手したのが始まりです。その後、市街化の進展に伴い、仁王田甫排水区、内丸排水区、上田排水区などが事業追加され、昭和 40 年 4 月には、中川原終末処理場の供用開始によりこれらの地区の下水が処理されることとなりました。以来、市の重点施策として計画的に事業拡張を行ってきており、さらに県が事業主体である北上川上流域下水道事業としての「都南浄化センター」が昭和 55 年 4 月に供用開始したことに伴い、菜園、内丸地区などの中川原処理区が都南処理区に切り替えられたほか、流域下水道の整備に平行して、先行的に推進した整備地区の下水処理が可能となり、処理区域の拡張と流域関連公共下水道の整備が促進されております。

その結果、平成 12 年度末の汚水整備状況は、事業認可区域面積 4,890ha に対し、整備区域面積 3,898ha で整備率 79.7%となっております。また、人口からみた下水道普及率は、平成 12 年度末で 82.1%であり、全国平均の 62%及び県平均の 35%を大きく上回っており、東北県庁所在都市の中でも仙台市の 93.7%に次ぐ高率に位置しております。このように高率の成果をあげることができたのは、下水道事業に対する積極的な投資を行ってきたからと言えます。

(2) 今後の下水道事業への取り組み

盛岡市の下水道事業は事業着手以来、市街化区域を中心に積極的に整備を進めてまいりました。その結果、市街化区域における下水道整備が区画整理事業などによる他事業関連以外において概ねの整備が進んだことから、平成 12 年度には鉢ノ皮、前潟、本宮、永井の一部における市街化区域に隣接する市街化調整区域でかつ大規模な既存集落がある区域でも新たに事業認可を取得し、下水道整備を進めております。そこで、平成 14 年度からも引き続き既に事業認可を取得した区域のほか、これらの周辺集落を事業認可に編入し下水道整備を進めてまいります。

また、処理施設の維持管理については、計画的に、かつ必要最小限に補修修繕を行い経費の節減に努めてまいりました。しかし、設備機器の老朽化が著しくこのままでは適正な汚水処理に支障をきたすことが予想されるので、緊急度の高いものから順次計画的に修繕を行い市民生活を支えます。

2 下水道使用料改定の基本方針

(1) 使用料改定の理由

① 下水道財政の現状

下水道整備の財源は、国庫補助金、起債、受益者負担金及び一般財源を充てていますが、12年度末で下水道特別会計全体での未償還起債残高が648億円を超え、その中でも汚水に係る分の元金と利息の返済が平成12年度の36億2千9百万円から15年度は40億3千百万円、17年度には40億6千8百万円と増加してまいります。これは、過去の借入金の返済を計画的に償還してきたはいるものの、建設促進に伴った借入元金の返済据置期間が終了したのもあって未償還額が年々増加していく現状にあります。

② 財政計画（平成14年度～平成17年度）

下水道使用料については、平成4年度改定以来、事務事業の効率化を図り経費の節減に努めながら今日まで据え置いてきました。しかし、平成14年度から17年度の財政計画において、現行の使用料のままで推移すると、一般会計繰入金で平成12年度の43億4千5百万円から14年度の49億7千万円、15年度以降の50億円台と増加します。これは、汚水に係る起債元金償還額の増加や老朽化した施設の改修費が主な要因となっておりますが、この不足額全部を安易に一般会計に依存することは下水道使用者と未使用者との間の負担の公平を欠くことや市の財政を圧迫することにもなります。今後とも、適切な市民サービスを提供し、市民要望に添うべき下水道施設の建設や維持管理を行うためには、将来を見据えた安定した財政基盤の構築が必要です。このような状況の中、普及率向上による使用料収入の確保、建設コストの縮減、維持管理や業務の効率化による経費の節減につきましては、従来同様努力することといたします。しかし、内部努力だけでは、この下水道財政に対応することが困難と思われ、やむを得ず収支不足を下水道を使用している方に負担をお願いするものです。

(2) 使用料の算定期間

平成14年度から平成17年度までの4年間

下水道使用料は、日常生活に密着した公共性の強いものであるため、長期的な安定性が望まれますが、経済の推移、需要の動向などを考慮し、4年間で算定期間としました。

(3) 改定率

平均改定率は、16.2%とします。

(4) 使用料体系

現行通りの基本料金と従量使用料の二部料金制とします。

(5) 改定使用料の適用時期

平成14年5月1日以後に最初に計量又は認定した下水道使用料(隔月の定例日に計量又は認定した汚水の排出量に係る使用料にあっては、同年5月分として徴収する使用料)から適用します。

(6) 下水道使用料に対する国の指導

下水道事業の維持管理財源である下水道使用料の算定等に関して、建設省が自治省と協議の上、昭和 62 年 6 月に「下水道使用料算定の基本的考え方」を取りまとめ、これを指針として進めるよう指導されているものであり、今回の改定に当たっても国の指導に準拠して算定しました。

この「下水道使用料算定の基本的考え方」の骨子は、下水道法第 20 条第 1 項の規定に基づき、概ね次のとおりとしています。

- ① 下水道施設の適切な維持管理を図るためには、これに要する費用について、下水道の基本的性格等に対応した適正な費用負担原則の確立が必要であること。
- ② 使用者は、下水道施設により生活環境の改善の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることに鑑み、原則として私費で負担すべき部分について、その受益等に応じて適正な費用負担をすべきである。
- ③ 下水道の維持管理に係る費用負担のあり方については、基本的には雨水に係るものや下水道の公共的役割に鑑み、一定のものが公費負担となるが、その他の汚水に係るものは私費負担となる。
- ④ 汚水に係る資本費については、公費で負担すべき費用を除き、使用料の対象とすることが妥当であるが、その場合に使用料が著しく高額となる場合には、過渡的に使用料の対象とする資本費に範囲を限定することが妥当である。

3 使用料対象経費の算定について

使用料の対象経費は、概ね次の区分により算定しました。

(1) 流域下水道維持管理負担金

流域関連公共下水道の処理区域から流域下水道施設に流入することとなる算定期間中の計画流入水量に、維持管理負担金を乗じて算出しました。

(2) 下水道施設維持管理費

施設維持管理費及びその他管理費の算定については、平成 12 年度決算額を基礎とし、適正かつ効率的な維持管理に要する経費を算出し、これに算定期間中の施設修繕費などの年次計画所要額を加えて算出しました。

(3) 資本費

資本費としての起債元利償還費の算定について、今回は、下水道汚水施設の建設に要した起債に係る元利償還費のうち、概ね 50% を市で負担する分として控除し、残りの全額を算入しました。

下水道使用料新旧対照表

(1ヶ月あたり, 税抜き, 単位:円)

汚水の種別	区分		汚水量	現行	改定案	増加額	改定率	
一般汚水	基本料金	第1種 (口径25mm以下)	10m ³ まで	780	900	120	15.4%	
		第2種 (口径30mm以上)	10m ³ まで	1,150	1,330	180	15.7%	
	従量料金 (1m ³ あたり)		11~20m ³ まで	81	94	13	16.0%	
			21~30m ³ まで	102	119	17	16.7%	
			31~50m ³ まで	144	168	24	16.7%	
			51m ³ 以上	192	224	32	16.7%	
	公衆浴場汚水	基本料金		10m ³ まで	780	900	120	15.4%
		従量料金 (1m ³ あたり)		11m ³ 以上	17	19	2	11.8%
臨時汚水	従量料金 (1m ³ あたり)			200	240	40	20.0%	
平均改定率							16.2%	

現行下水道使用料と改定下水道使用料（案）との比較表

(税抜き, 単位:円)

区分 使用水量(月)	第1種(量水器口径25mm以下)			
	現行(A)	改定案(B)	増加額(C)	現行分に対する改定率(C/A)
10m ³	780	900	120	15.4%
20m ³	1,590	1,840	250	15.7%
30m ³	2,610	3,030	420	16.1%
50m ³	5,490	6,390	900	16.4%
100m ³	15,090	17,590	2,500	16.6%
500m ³	91,890	107,190	15,300	16.7%
1,000m ³	187,890	219,190	31,300	16.7%

(税抜き, 単位:円)

区分 使用水量(月)	第2種(量水器口径30mm以上)			
	現行(A)	改定案(B)	増加額(C)	現行分に対する改定率(C/A)
10m ³	1,150	1,330	180	15.7%
20m ³	1,960	2,270	310	15.8%
30m ³	2,980	3,460	480	16.1%
50m ³	5,860	6,820	960	16.4%
100m ³	15,460	18,020	2,560	16.6%
500m ³	92,260	107,620	15,360	16.6%
1,000m ³	188,260	219,620	31,360	16.7%

下水道使用料改定資料

1 汚水処理に係る収支概要

(1) 現 行

(単位：千円)

区分		年度				合 計	
		H 1 4年度	H 1 5年度	H 1 6年度	H 1 7年度		
使用料対象経費	維持管理費	流域下水道維持管理費負担金	1,280,749	1,347,907	1,401,148	1,426,955	5,456,759
		施設維持管理費	676,573	632,879	668,538	707,118	2,685,108
		その他管理費	290,019	295,587	301,270	307,069	1,193,945
		計	2,247,341	2,276,373	2,370,956	2,441,142	9,335,812
	資本費	起債元金償還金	954,730	1,048,254	1,107,682	1,141,864	4,252,530
		起債利子償還金	993,637	967,370	932,452	892,352	3,785,811
		計	1,948,367	2,015,624	2,040,134	2,034,216	8,038,341
合計 (A)		4,195,708	4,291,997	4,411,090	4,475,358	17,374,153	
使用料収入見込額 (B)		3,662,864	3,711,214	3,760,202	3,809,837	14,944,117	
収支過不足額 (B-A)		△ 532,844	△ 580,783	△ 650,888	△ 665,521	△ 2,430,036	
回収率% (B/A)		87.3%	86.5%	85.2%	85.1%	86.0%	

$$\begin{aligned}
 \text{使用料改定率} &= \text{収支不足額}(B-A) \div \text{使用料収入見込額}(B) \\
 &= 2,430,036 \div 14,944,117 \\
 &= 16.2\%
 \end{aligned}$$

(2) 改定後

(単位：千円)

区分		年度				合 計	
		H 1 4年度	H 1 5年度	H 1 6年度	H 1 7年度		
使用料対象経費	維持管理費	流域下水道維持管理費負担金	1,280,749	1,347,907	1,401,148	1,426,955	5,456,759
		施設維持管理費	676,573	632,879	668,538	707,118	2,685,108
		その他管理費	290,019	295,587	301,270	307,069	1,193,945
		計	2,247,341	2,276,373	2,370,956	2,441,142	9,335,812
	資本費	起債元金償還金	954,730	1,048,254	1,107,682	1,141,864	4,252,530
		起債利子償還金	993,637	967,370	932,452	892,352	3,785,811
		計	1,948,367	2,015,624	2,040,134	2,034,216	8,038,341
合計 (A)		4,195,708	4,291,997	4,411,090	4,475,358	17,374,153	
使用料収入見込額 (B)		4,258,615	4,314,698	4,371,541	4,429,132	17,373,986	
収支過不足額 (B-A)		62,907	22,701	△ 39,549	△ 46,226	△ 167	
回収率% (B/A)		101.5%	100.5%	99.1%	99.0%	100.0%	

2 財政計画

(単位：千円)

区 分		年 度	H 1 4年度	H 1 5年度	H 1 6年度	H 1 7年度	H 1 4～ 1 7計
支 出	建設 事業費	事業費	4,866,700	3,910,000	3,720,000	3,720,000	16,216,700
		流域下水道建設負担金	535,000	602,000	379,000	379,000	1,895,000
		その他	251,425	255,102	258,836	262,629	1,027,992
		計	5,653,125	4,767,102	4,357,836	4,361,629	19,139,692
	維持 管理費	流域下水道 維持管理費負担金	1,426,699	1,494,225	1,550,036	1,575,842	6,046,802
		施設維持管理費	999,842	983,467	1,060,547	1,060,296	4,104,152
		その他管理費	776,134	812,108	828,203	784,420	3,200,865
		計	3,202,675	3,289,800	3,438,786	3,420,558	13,351,819
	公債 費	汚 水	3,896,733	4,031,249	4,080,268	4,068,432	16,076,682
		雨 水	1,620,099	1,671,543	1,693,361	1,693,341	6,678,344
		計	5,516,832	5,702,792	5,773,629	5,761,773	22,755,026
	計		14,372,632	13,759,694	13,570,251	13,543,960	55,246,537
収 入	受益者負担金		113,650	105,448	83,148	79,221	381,467
	受益者分担金		4,019	11,408	21,768	24,305	61,500
	下水道 使用料	改定(案)	4,258,615	4,314,698	4,371,541	4,429,132	17,373,986
		現 行	3,662,864	3,711,214	3,760,202	3,809,837	14,944,117
		差し引き	595,751	603,484	611,339	619,295	2,429,869
	国庫支出金		1,155,108	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,155,108
	起 債		3,508,900	2,987,800	2,732,300	2,732,300	11,961,300
	その他収入		957,458	822,061	663,542	662,979	3,106,040
	一般会計 繰入金	改定(案)	4,374,882	4,518,279	4,697,952	4,616,023	18,207,136
		現 行	4,970,633	5,121,763	5,309,291	5,235,318	20,637,005
差し引き		△ 595,751	△ 603,484	△ 611,339	△ 619,295	△ 2,429,869	
計		14,372,632	13,759,694	13,570,251	13,543,960	55,246,537	

○国庫支出金の内訳は次のとおりである。

- ・建設事業費分
- ・下水道緊急整備事業に係る起債の利子補給金

○下水道使用料は、水道、井戸、臨時使用分である。

○その他収入の内訳は次のとおりである。

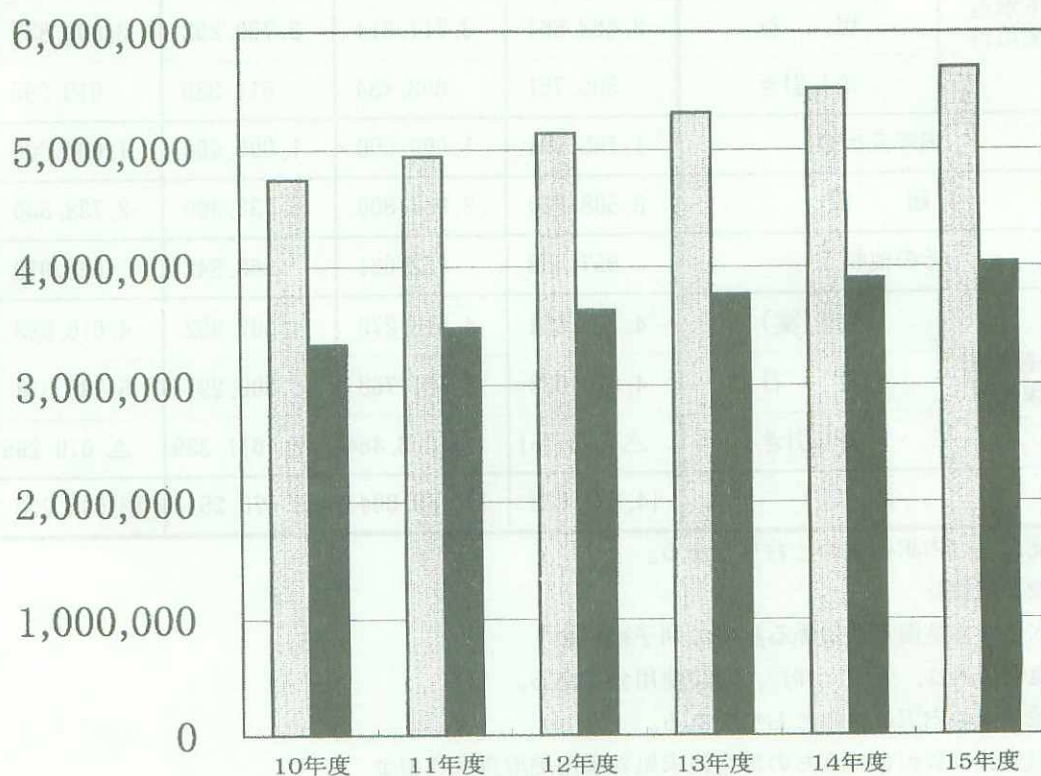
- ・分担金及び負担金のうちの都南終末処理場用地取得費負担金
- ・使用料のうち下水道施設土地使用料、督促手数料
- ・繰越金
- ・財産収入（水洗便所貸付金利子収入）
- ・諸収入（延滞金、融資預託金元利収入、下水道工事受託事業収入、雑入（公務災害、消費税還付金等））

3 起債償還計画表

(1) 実績

(単位:千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	10～13年度計
利子償還	3,061,082	3,027,649	2,973,663	2,920,421	11,982,815
汚水分	2,160,129	2,133,188	2,094,499	2,051,653	8,439,469
雨水分	900,953	894,461	879,164	868,768	3,543,346
元金償還	1,682,154	1,913,469	2,168,089	2,393,705	8,157,417
汚水分	1,182,010	1,348,747	1,535,307	1,709,567	5,775,631
雨水分	500,144	564,722	632,782	684,138	2,381,786
元利金償還計	4,743,236	4,941,118	5,141,752	5,314,126	20,140,232
汚水分	3,342,139	3,481,935	3,629,806	3,761,220	14,215,100
雨水分	1,401,097	1,459,183	1,511,946	1,552,906	5,925,132

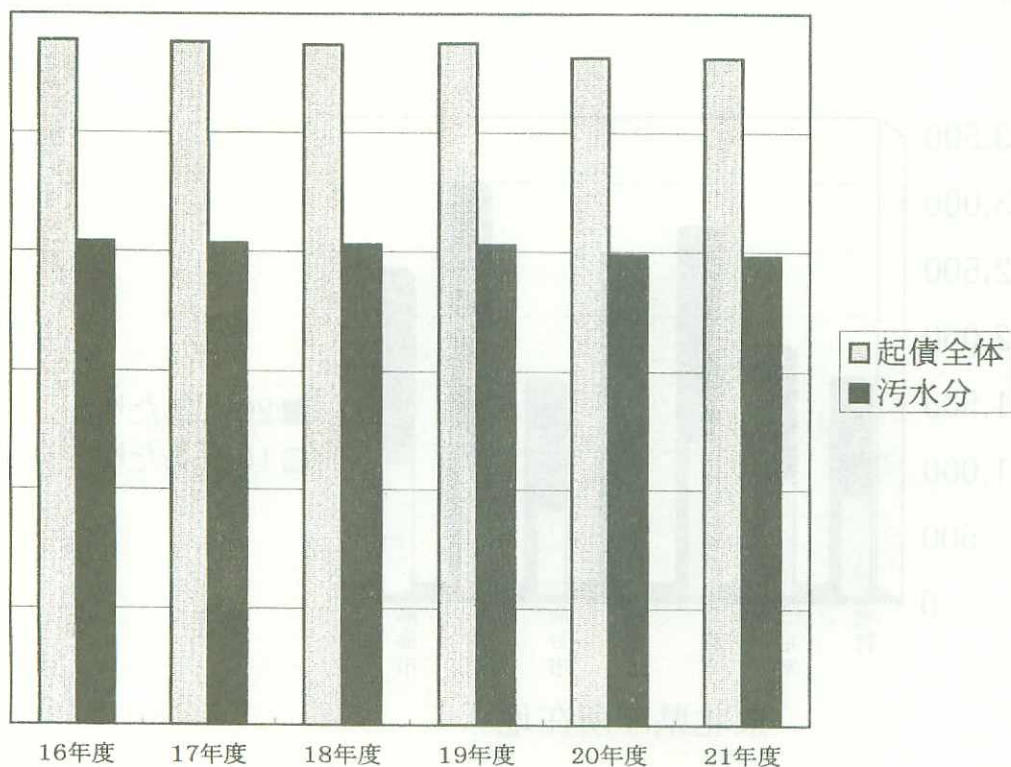


(2) 計 画

(単位:千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	14~17年度計
利子償還	2,820,236	2,742,039	2,645,025	2,536,626	10,743,926
汚水分	1,987,273	1,934,740	1,864,904	1,784,705	7,571,622
雨水分	832,963	807,299	780,121	751,921	3,172,304
元金償還	2,696,596	2,960,753	3,128,604	3,225,147	12,011,100
汚水分	1,909,460	2,096,509	2,215,364	2,283,727	8,505,060
雨水分	787,136	864,244	913,240	941,420	3,506,040
元利金償還計	5,516,832	5,702,792	5,773,629	5,761,773	22,755,026
汚水分	3,896,733	4,031,249	4,080,268	4,068,432	16,076,682
雨水分	1,620,099	1,671,543	1,693,361	1,693,341	6,678,344

*12年度末 未償還起債残高 64,815,641千円



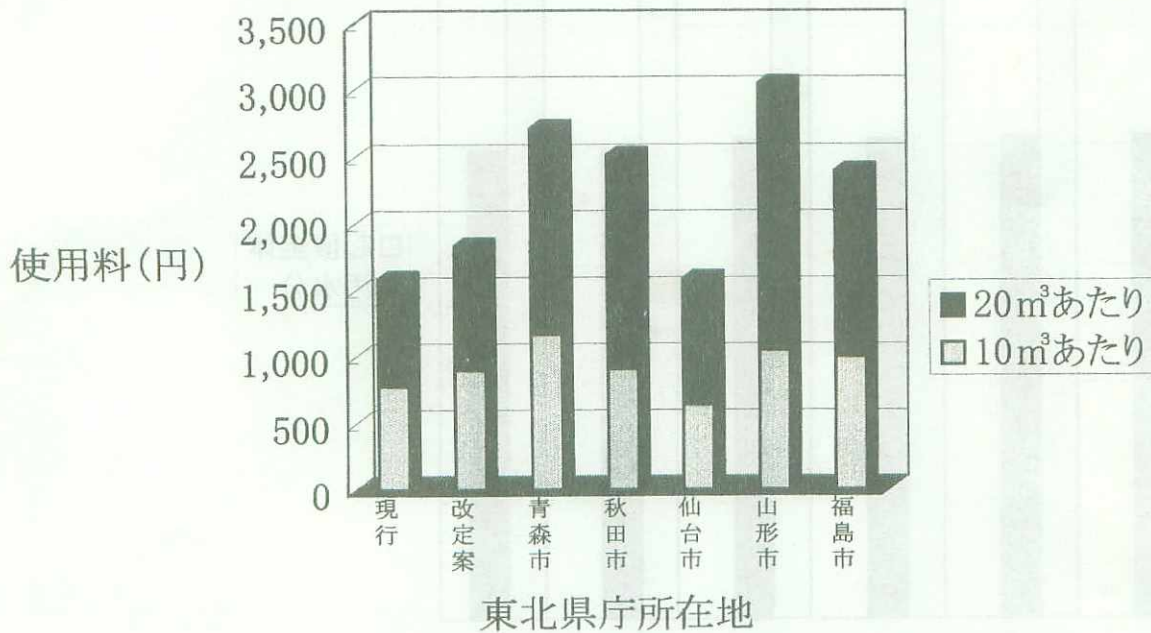
* グラフは平成21年度まで表示した。

4 下水道使用料他都市比較

(1ヶ月あたり, 税抜き, 単位:円)

汚水量(m ³)	盛岡市		青森市	秋田市	仙台市	山形市	福島市
	現行	改定案					
10	780	900	1,170	910	640	1,050	1,000
20	1,590	1,840 ^(2.04)	2,720	2,520	1,590	3,050	2,400
30	2,610	3,030 ^(3.36)	4,840	4,130	2,840	5,050	4,100
40	4,050	4,710 ^(5.23)	7,550	6,140	4,090	7,100	6,150
50	5,490	6,390 ^(7.1)	10,260	8,150	5,340	9,150	8,200
100	15,090	17,590 ^(8.5)	23,810	19,250	15,590	21,150	20,700
500	91,890	107,190	150,210	127,650	136,590	129,150	132,700
1,000	187,890	219,190	308,210	284,650	309,090	276,650	282,700
5,000	955,890	1,115,190	1,572,210	1,804,650	1,789,090	1,456,650	1,482,700
10,000	1,915,890	2,235,190	3,152,210	3,704,650	3,639,090	2,931,650	2,932,700
普及率	82.1%	84.3%	61.8%	69.7%	93.7%	75.5%	40.3%
累進度	2.46	2.45	2.70	4.18	6.09	2.81	2.94
使用料改定 (制定)年度	平成4年度	—	平成10年度	平成12年度	平成10年度	平成10年度	平成12年度

標準家庭(20m³/月)の下水道使用料比較

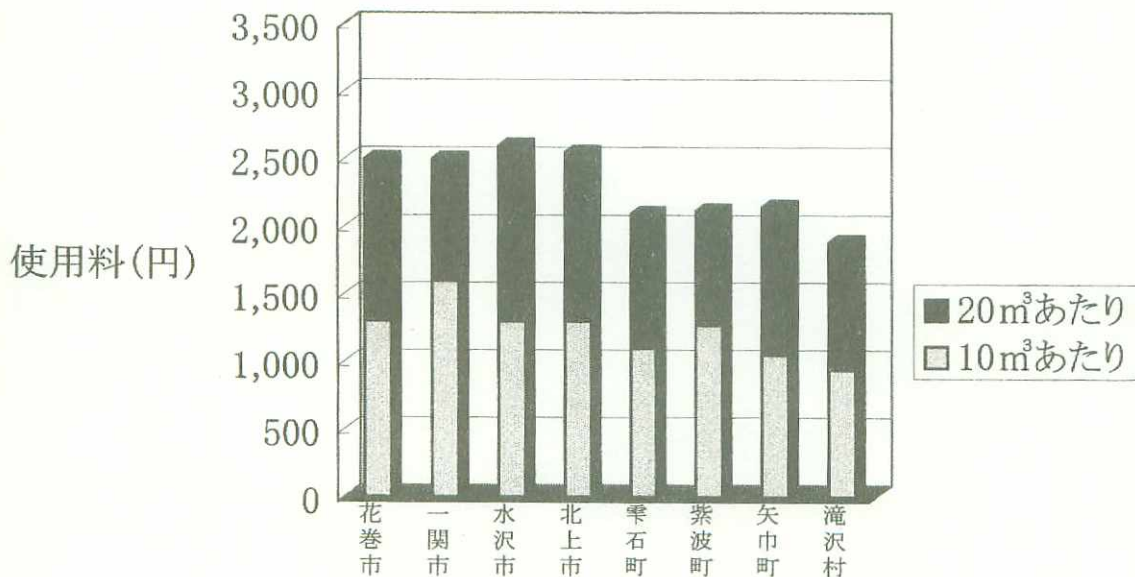


東北県庁所在地

(1ヶ月あたり, 税抜き, 単位:円)

花巻市	一関市	※水沢市	北上市	雫石町	紫波町	矢巾町	滝沢村
1,300	1,600	1,300	1,300	1,100	1,270	1,050	940
2,500	2,500	2,600	2,550	2,100	2,120	2,150	1,890
3,800	3,400	4,000	3,850	3,200	3,120	3,350	2,940
5,300	4,600	5,500	5,350	4,500	4,320	4,550	4,140
6,800	5,800	7,100	6,850	5,800	5,820	5,750	5,340
14,800	11,800	15,600	15,850	12,800	14,820	12,000	13,590
82,800	59,800	87,600	87,850	72,800	94,820	66,000	87,590
172,800	119,800	182,600	177,850	152,800	204,820	133,500	182,590
932,800	599,800	942,600	897,850	832,800	1,164,820	713,500	962,590
1,882,800	1,199,800	1,892,600	1,797,850	1,682,800	2,364,820	1,438,500	1,937,590
36.6%	22.1%	31.2%	47.6%	34.6%	43.9%	50.1%	31.0%
1.58	2.00	1.46	1.52	1.44	1.70	2.82	1.29
平成10年度	平成2年度	平成13年度	平成8年度	平成元年度	昭和61年度	平成10年度	平成5年度

標準家庭(20m³/月)の下水道使用料比較



県内市町村

汚水処理施設収支計画

平成14～17年度の汚水処理施設の収支計画は次のとおりです。

(単位:円)

区 分		年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	14～17年度 合計
支出	維持 管理費	手代森	9,319,000	12,472,650	9,463,000	10,285,800	41,540,450
		桜台	43,147,000	34,557,000	31,557,000	31,147,000	140,408,000
		合計	52,466,000	47,029,650	41,020,000	41,432,800	181,948,450
	使用料徴収手数料	2,570,580	2,570,580	2,570,580	2,570,580	10,282,320	
	合計	55,036,580	49,600,230	43,590,580	44,003,380	192,230,770	
収入	使用料	改定(案)	40,802,864	40,802,864	40,802,864	40,802,864	163,211,457
		現行	35,114,341	35,114,341	35,114,341	35,114,341	140,457,364
		差し引き	5,688,523	5,688,523	5,688,523	5,688,523	22,754,093
収支 過不足額	改定(案)	△ 14,233,716	△ 8,797,366	△ 2,787,716	△ 3,200,516	△ 29,019,313	
	現行	△ 19,922,239	△ 14,485,889	△ 8,476,239	△ 8,889,039	△ 51,773,406	

下水道使用料改定の伴う資料

- 1 下水道事業特別会計全体で未償還起債残高 648 億円 (H12末) となっているが。
 12年度末 89% (公費下水道 82%) → H22年度末は 93% (合併(1)公費下水道 (88.9%) 農業 (3.0%))
- Qイ 今後の長期起債借入計画 Aイ H16年度までは第三次総合計画
 を持っているか。 に基づく計画額である。

H17～H21までは、新全県域汚水適正化構想に基づく計画としておりますが、国・県等との協議はこれからとなっておりますので、H16の額をスライドしている。

2,732,300 千円

(H22 新全県域汚水適正化構想)

- Qロ 一般会計からの繰入を、 Aロ H13年度当初予算では、事業費
 何割にすることが (予定) 13,436,073千円に対しまして、繰
 適切と考えているか。 入れは、4,318,384 千円となって
 雨水 → 公費 おり約 32.14%の割合となってい
 汚水 → 原則私費だが、IDの2割を る。
 市費で賄うという考え方は、 (改定後H14～H17の平均も約32.
 現在 1/2 (80%が私費) H4に改定 (~H4までは60%) 95%となる。)

- Qハ 現在の借入への返済金 Aハ H12年度の実績で公債費 5,141,
 で交付税は何億位 752 千円に対し、地方交付税額は
 何億円位、充当してま 約 2,460,021千円となっております。
 すか。 一般会計繰入金は 4,345,911千
 (一般会計からの繰入金 円となっており、その内訳は、

- 雨水等に対する経費 約 41.0 %
- 汚水等に対する経費 約 36.4 %
- 下水道事業債(借入)の償還経費 約 13.3 %
- その他 約 9.3 %

- 2 終末処理場、桜台、手代森 この3か所の ① 下水量（月平均、年間総下水量）
② 戸数、人口 ③ 建設から、現在までの投資額 ④ 修理費総額

	中川原 T	松園 T	桜台	手代森
下水量 月平均	780,000	117,000	35,750	25,000 m ³
年間	9,360,000	1,404,000	429,000	300,000 m ³
戸数(H12末)	16,846	3,965	964	465 世帯
人口(H12末)	38,637	10,877	4,072	2,536 人
建設から現在までの投資額(H10~13)	93,555	8,926	10,399	1,365 千円
修理費総額(H10~13)	25,555	4,678	5,655	1,880 千円

3 合併処理浄化槽について

Q① 一般的に利用されているコストは。

A① H12年度、実績の2/3が7人槽であり、設置工事費は約110万円から約125万円位である。

Q② 補助制度について。
毎年4月1日号の広報でお知らせしている。
5~6年の1回8割が変更(1年6年)

A② 補助額
5人槽 375千円 (国県市 各1/3)
7人槽 438千円 (国県市 各1/3)
10人槽 555千円 (国県市 各1/3)

Q③ 維持管理費について。

（概ね80%を国県市は負担
他身兼国連の変更の場合
料金の調査）

	5人槽	7人槽	10人槽
保守点検		25,000	
法定検査		5,000	
清掃費用		11,700	
放流使用料	6,000		12,000
消毒薬品代		3,600	
年合計	51,300	51,300	57,300
月平均	4,275	4,275	4,775